

【訪問看護・医療保険利用料金表】

訪問看護 利用料金(1回につき) 【 】内は准看が行った場合

訪問看護基本療養費					
		料金	1割	2割	3割
基本療養費Ⅰ(看護師等：週3日まで)		5,550円【5,050円】	560円【510円】	1,110円【1,010円】	1,670円【1,520円】
基本療養費Ⅰ(看護師等：週4日まで)		6,550円【6,050円】	670円【610円】	1,310円【1,210円】	1,970円【1,820円】
悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア又は褥瘡ケアに係る専門的な研修を受けた看護師による場合 ※訪問看護管理療養費算定なし。		12,850円			
基本療養費Ⅱ(同一建物居住者で 同一日に2人訪問した場合)	週3日目まで	5,550円【5,050円】	560円【510円】	1,110円【1,010円】	1,670円【1,520円】
	週4日目以降	6,550円【6,050円】	670円【610円】	1,310円【1,210円】	1,970円【1,820円】
基本療養費Ⅱ(同一建物居住者で 同一日に3人訪問した場合)	週3日目まで	2,780円【2,530円】	280円【250円】	560円【510円】	830円【760円】
	週4日目以降	3,280円【3,030円】	330円【300円】	660円【610円】	980円【910円】
基本療養費Ⅲ		8,500円	ご利用者が入院中であり、在宅療養に備えて一時的に外泊をしている者に対し、その者の主治医から交付をうけた訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、訪問看護を行った場合に加算する料金です。 ※訪問看護管理療養費算定なし。		

- 注) 1. 看護師等とは、保健師、助産師又は看護師を指します。
2. 基本療養費Ⅰ・Ⅱともに、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問の場合は、週4日以降も週3日までの料金が適用されます。

訪問看護管理療養費			
機能強化型訪問看護管理療養費1	月の初日の場合	13,230円	指定訪問看護を行うにつき安全な提供体制が整備されている訪問看護ステーションであって、利用者に対して訪問看護基本療養費及び精神科訪問看護基本療養費を算定すべき指定訪問看護を行っているものが、当該利用者に係る訪問看護計画書及び訪問看護報告書並びに精神科訪問看護計画書及び精神科訪問看護報告書を当該利用者の主治医に対して提出するとともに、当該利用者に係る指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を継続して行った場合に、訪問の都度算定する。
機能強化型訪問看護管理療養費2		10,030円	
機能強化型訪問看護管理療養費3		8,700円	
訪問看護管理療養費		7,670円	
機能強化型訪問看護管理療養費1	月の2回目以降	訪問看護管理療養費Ⅰ 3,000円/日	
機能強化型訪問看護管理療養費2		訪問看護管理療養費Ⅱ 2,500円/日	
機能強化型訪問看護管理療養費3			
訪問看護管理療養費			
その他訪問看護療養費			
訪問看護ターミナルケア療養費1	25,000円	訪問看護情報提供療養費 1	1,500円/月
訪問看護ターミナルケア療養費2	10,000円	訪問看護情報提供療養費 2	1,500円/年度
遠隔死亡診断補助加算	1,500円	訪問看護情報提供療養費 3	1,500円/月

各種加算		
項目	利用料金(単位：円)	該当条件
24時間対応体制加算	イの場合 6,800円/月	当該事業所が緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備をしていて、24時間緊急の連絡や緊急の相談、緊急時の訪問依頼等に対応を希望される場合
	ロの場合 6,520円/月	24時間緊急の連絡や緊急の相談、緊急時の訪問依頼等に対応を希望される場合
緊急訪問看護加算	14日目まで 2,650円/日	利用者様やご家族の方からの緊急の求めに応じて、主治医の指示により、看護師が訪問看護を行った場合
	15日目以降 2,000円/日	
	別に厚生労働大臣が定める状態にある場合：5,000円/月	以下に該当する状態にあるご利用者に対して計画的な管理を行った場合 ①在宅麻薬等注射指導管理②在宅腫瘍化学療法注射指導管理 ③在宅強心剤持続投与指導管理④在宅気管切開患者指導管理 ⑤気管カニューレの使用⑥留置カテーテルの使用

特別管理加算	上記以外の場合：2,500円/月	以下に該当する状態にあるご利用者に対して計画的な管理を行った場合 ①在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経鼻栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理又はを受けている状態 ②人工肛門又は人工膀胱を設置している状態 ③真皮を超える褥瘡の状態 ④在宅患者訪問点滴駐車管理指導料の算定	
各種加算			
項目	利用料金(単位：円)	該当条件	
退院時共同指導加算	8,000円/回	病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中又は入所中のご利用者が退院又は退所するに当たり、訪問看護事業所の看護師等（准看護師を除く）が、退院時共同指導を行った後に、ご利用者が退院又は退所され、サービスを行った場合※厚生労働大臣が定める状態にある利用者は最大2回まで	
↳特別管理指導加算	2,000円/回	特別管理加算の対象であり、退院時共同指導加算を算定している場合	
退院支援指導加算	6,000円/回	訪問看護事業所の看護師等が退院日に在宅で療養上必要な指導を行った場合	
長時間訪問看護加算	5,200円/日	以下の対象者の訪問看護が1時間30分超えた場合 ・15歳未満の超重症児又は準超重症児 ・在宅悪性腫瘍等患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理、気管カニューレの使用、留置カテーテルの使用、在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理、人工肛門、人口膀胱の設置、真皮を越える褥瘡、在宅患者訪問点滴注射管理指導料の算定 ・特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている者	
複数名訪問看護加算/看護師等（週1日）	4,500円/日	保健師、看護師、作業療法士の同行	主治医の複数名訪問の指示が出ていること （＋利用者様・ご家族の同意を得ていること）
複数名訪問看護加算/准看護師（週1日）	3,800円/日	准看護師の同行	
複数名訪問看護加算/看護補助者（週3日）	3,000円/日	看護補助者の同行	
複数名訪問看護加算/看護補助者（1日複数可）	1日1回:3,000円/日 1日2回:6,000円/日 1日3回以上:10,000円/日	特別な管理を必要としない利用者さんを看護補助者の同行	
夜間・早朝訪問看護加算	2,100円/日	早朝　6：00～8：00　夜間　18：00～22：00のご訪問	
深夜訪問看護加算	4,200円/日	22：00～6：00のご訪問	
難病等複数回訪問加算(1日2回)	4,500円/日	難病等の利用者に対して、必要に応じて1日複数回の訪問を行う場合	
難病等複数回訪問加算（1日3回以降）	8,000円/日		
乳幼児加算	別に厚生労働大臣が定める者に該当する場合：1,800円/日	6歳未満の利用者に対して、訪問看護を実施すること	
	上記以外の場合：1,300円/日		

※いずれも同一建物内1名の場合の料金です。同一建物２人以上の料金については別途ご案内いたします。

在宅患者連携指導加算	3,000円/月	在宅で療養を行っていて、通院が困難な利用者さん・ご家族から同意を得て、医療機関（訪問診療・訪問歯科・訪問薬剤）と情報共有。その情報を基に利用者さんにご家族に対しての指導。
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000円/回	在宅で療養を行っている利用者さんの居宅にて、関係する医療関係職種と共同でカンファレンスの実施。その情報を基に利用者さんにご家族に対しての指導
看護・介護職員連携強化加算	2,500円/月	訪問介護員に対し、痰の吸引等を円滑に行うために支援を行った場合
専門管理加算（イ）	2,500円/月	緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合
専門管理加算（ロ）	2,500円/月	特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合
訪問看護医療DX情報活用加算	50円/月	オンライン資格確認によって利用者の診療情報を取得した上で訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合
ベースアップ評価料Ⅰ	780円/月	看護職員等の医療現場で働く方々の賃上げを実施するための加算。 1割～3割利用者様の負担となります。
ベースアップ評価料Ⅱ	10円～500円/月	

特別地域訪問看護加算	所定額の50/100	利用者宅へ、最も合理的な経路・方法で片道1時間以上要する場合 特別地域に所在する訪問看護ステーションの看護師等が指定訪問看護を提供する場合、または特別地域外に所在する訪問看護ステーションの看護師等が特別地域に居住する利用者に指定訪問看護を提供する場合 【特別地域】 離島振興法第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域 奄美群島振興開発特別措置法第一条に規定する奄美群島 山村振興法第七条第一項の規定により指定された振興山村 小笠原諸島振興開発特別措置法第四条第一項に規定する小笠原諸島 沖縄振興特別措置法第三条第三号に規定する離島 過疎地域自立促進特別措置法第二条第一項に規定する過疎地域
------------	------------	---